

男女 共同参画 の視点

気付いてますか 相手の気持ち、自分の気持ち

夫婦で、あるいは大切に思っている人と毎日どんな会話をしていますか。

「夫の何気ない言葉で落ち込んだ」「妻の一言にイライラした」「恋人の気持ちが分からない」など、日常の中で気持ちが不安定になることは結構あるものです。

振り返ってみると、いつもそばにいる人や気の置けない友人に対し、相手に余り気を遣わないということはないでしょうか。そして、「気持ちを言葉にしなくても分かり合える」と勝手に解釈してはいませんか。こうした小さな事の積み重ねによって、相手が自分自身を見失ったり孤独感を感じたりしているかもしれません。特に、古くから自分の気持ちを抑え、がまんすることが当たり前だとされてきた女性は、なおさらです。

身近な人との関わりだからこそ、相手をきちんと認め、自分の気持ちを言葉で伝えることが大切です。

女性のための相談

市が女性のエンパワーメント(あらゆる分野に自分の意思



で行動できる力・能力)を支援するための「女性のための相談」を開設してから、1年が過ぎました。家族・家庭の悩み、自分自身の生き方、職場での悩みなどで多くの女性が利用しています。

担当している女性カウンセラーは言います。

「頑張っているのに報われない時、人は弱音を吐きたくなります。“話す”作業で心を軽くし、自分を取り戻しましょう。あなたがあなたらしく生きるお手伝いをする、それがわたしの仕事です」

心を休め、新しい力を取り戻すために、利用してみませんか(相談日程などは15ページ)。

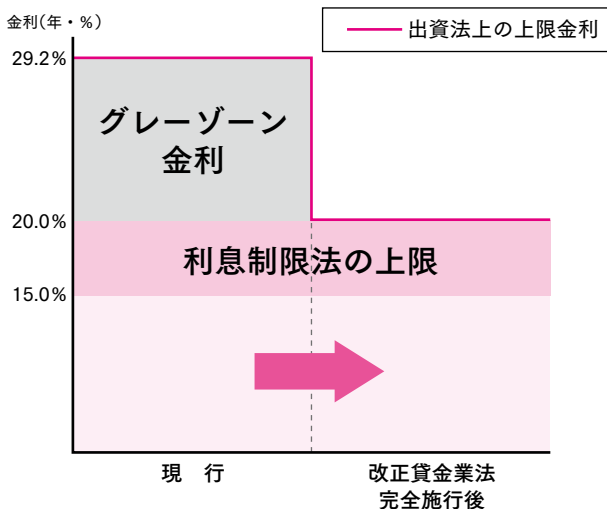
※くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

消費生活 相談

Q&A

グレーゾーン金利 が廃止されます

Q 今年の6月までに貸金業法が改正されると聞きました。個人向けの貸し付けについては、どのような点が改正されるのでしょうか。



A 多重債務の問題解決と安心して利用できる貸金市場の構築を目指して、改正貸金業法が今年の6月までに完全施行されます。主な改正点としては、貸金業者の業務の適正化、過剰貸付の抑制、金利体系の適正化があります。

中でも、利用者にとって重要な総量規制の導入と出資法の上限金利引き下げについては、次の通りです。

総量規制

- 消費者金融・信販業者などの貸金業者からの個人向け借入総額が、原則として年収の3分の1までに制限される(除外・例外となる貸し付けあり)
- 個人顧客から新たな貸し付けの申し込みを受けた場合、貸金業者は指定信用情報機関が保有する情報を用いて、ほかの貸金業者からの借入残高を調査しなければならない
- 貸金業者は、1社の利用限度額が50万円を超えるか、複数の貸金業者からの借入額の合計が100万円を超える場合、収入証明書(源泉徴収票・所得証明など)を取得しなければならない

出資法の上限金利引き下げ

- 貸金業法上の「みなし弁済」(グレーゾーン金利)を廃止するとともに、刑事罰の対象となる出資法の上限金利を20%に引き下げる

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)または金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp>)、日本貸金業協会ホームページ(<http://www.kakei-shindan.jp>)へ。